（備考）

1．③及び④は法第３条第３項第７号の３に掲げる事項を企業型年金規約に定めている場合に限り記載すること。

2．事業年度末の状況について記載すること。

11. 年齢及び事業主掛金額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第１号に該当する者）

掛金額区分（月額）＼年齢区分	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～40,000円							
40,001円～45,999円							
46,000円							
46,001円～50,999円							
51,000円							
51,001円～54,999円							
55,000円							
人数計							

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第２号に該当する者）

掛金額区分（月額）＼年齢区分	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～22,999円							
23,000円							
23,001円～25,499円							
25,500円							
25,501円～27,499円							
27,500円							
人数計							

③個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第３号に該当する者）

掛金額区分（月額）＼年齢区分	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～34,999円							
35,000円							
人数計							

④個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第４号に該当する者）

掛金額区分（月額）＼年齢区分	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,499円							
15,500円							
人数計							

（備考）

1．③及び④は法第３条第３項第７号の３に掲げる事項を企業型年金規約に定めている場合に限り記載すること。

2．事業年度末の状況について記載すること。

12. 年齢及び企業型年金加入者掛金ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第１号に該当する者）

掛金額区分（月額）＼年齢区分	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～	人数計
0円							
1円～ 5,000円							